

第6期長岡市障害者基本計画・障害福祉計画及び 第2期障害児福祉計画の策定について

1 計画の概要

平成30年3月に策定した「第5期長岡市障害者基本計画・障害福祉計画、第1期障害児福祉計画」（計画期間：平成30年度～令和2年度）を見直し、長岡市総合計画、長岡市高齢者保健福祉計画、長岡市子ども・子育て支援事業計画等との整合性を図りながら、令和2年度中に第6期計画（令和3年度～令和5年度）を策定する。

2 策定の方法

第5期計画同様に、「市町村障害者計画」及び「市町村障害福祉計画」並びに「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定する。

3 第6期計画の性格等

種類	市町村障害者計画	市町村障害福祉計画	市町村障害児福祉計画
名称	長岡市障害者基本計画	長岡市障害福祉計画	長岡市障害児福祉計画
根拠	障害者基本法 (平成19年4月から計画策定義務化)	障害者総合支援法 (平成25年4月一部施行・平成26年4月完全施行、平成19年4月から計画策定義務化)	児童福祉法 (平成30年4月から計画策定義務化)
期間	令和3～5年度	令和3～5年度	令和3～5年度
内容	障害者のための施策に関する基本的な計画	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み等 	<ul style="list-style-type: none"> 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量等

4 策定スケジュール

令和2年 9月下旬	第2回障害者施策推進協議会
12月中旬	第3回障害者施策推進協議会
12月下旬	計画素案完成
1月中旬	パブリックコメント実施
3月中旬	第4回障害者施策推進協議会
3月下旬	計画策定